

2/1 15 産

# シリーズそもそも国保制度。

自治体が保険者になっている国民健康保険(自治体国保)の保険料・税(国保料)は、①「所得割」②「資産割」③世帯の加入者数に基づく「均等割」④各世帯に一定額の「平等割」を合算して決められます。

このうち、①「所得割」と②「資産割」は、収入や所有資産など加入世帯の負担能力に応じて国保料が算定される「応能割」といわれる部分です。

一方、③「均等割」と④「平等割」は、加入世帯の所得の違いに関係なく、多人数世帯ほど高くなったり、各世帯に

## 「応益割」の拡大

一律に求められたりする「応益割」といわれる部分です。

### 負担能力考慮せず

国が国保料に「応益割」を組み入れているのは、加入者が多い世帯は、少ない世帯に比べて国保で医療保障の利益を多く受ける(受益)のだから、それに見合う負担(応益負担)を求めるのが適当だと考えからです。

国は1995年の国保法改正以降、国保料の「応能割」

と「応益割」の比率について、当時の「70対30」から「50対50」になるように、「応益割」の拡大を誘導してきました。

図は、2000年度以降の両者の比率の推移です。「応益割」は拡大し、17年度には「60対40」となっています。

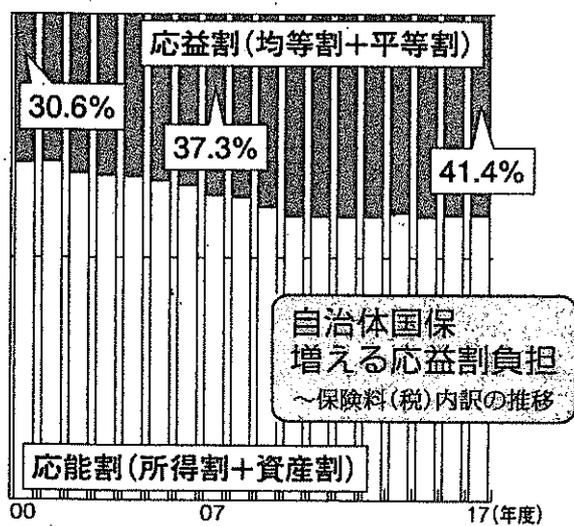
「応益割」は、加入世帯の負担能力が考慮されないため、低所得世帯ほど重い負担となる仕組みです。

加入世帯の平均所得(17年度)は136万1千円で国民の平均所得(560万2千円・16年度)よりかなり低く、10年間で2割近く減少。一方で、加入世帯の国保料負担率(平

均所得に対する平均保険料の割合)は10・5%と、10年間で2割近く重くなりました。

### 滞納増加の原因に

国保料の滞納世帯は15%を超えており、国保料の現状は、多くの加入世帯にとって負担上妨げることになりかねず、



自治体国保増える応益割負担  
～保険料(税)内訳の推移

社会保険制度のあり方としては適切でない「『社会保険法』第2版」と指摘しています。

◇ (随時掲載)

1回目＝1月6日付、2回目＝8日付、3回目＝10日付、4回目＝23日付、5回目＝30日付

## 低所得世帯に重い

厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」から作成